

SDGs推進に取り組む皆さまを応援します！



SDGs型

特定社債保証

「SDGs型特定社債保証」は、SDGs（持続可能な開発目標）に前向きに取り組む、または取り組んでいる中小企業の皆さまを対象に、通常の特社債保証より保証料率を0.2%割引し、長期・安定的な事業資金の調達をサポートする保証制度です。

通常の特社債保証より
保証料率を

0.2%割引

連帯保証人

不要

長期の安定的な

資金調達が可能

保証限度額

4億5,000万円

SDGs(持続可能な開発目標)とは

2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際目標です。社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



トミマル



地域とともに、未来を紡ぐサポーター

富山県信用保証協会

〒930-8565

富山市総曲輪2丁目1番3号富山商工会所ビル内

TEL 076-423-3171 FAX 076-493-0829

<https://cgc-toyama.or.jp>

保証対象

中小企業特定社債保証の資格要件を満たし、かつ次のいずれかの要件を満たす中小企業
 (1) SDGs推進に係る取組みを行っている、又は行おうとしており、その取組内容がSDGsの17の目標のいずれかに該当していること。
 (2) SDGs推進の一環として金融機関が取り扱う「寄贈型（寄付型）私募債」により資金調達を図ろうとしていること。

【参考1】中小企業特定社債保証の資格要件
 以下の基準（1）から（3）について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす方。

項目	基準（1）	基準（2）	基準（3）	充足要件
①純資産の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件
②自己資本比率 純資産の額 ÷ (純資産の額 + 負債の額) × 100	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 (1つ以上充足)
③純資産倍率 純資産の額 ÷ 資本金	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
④使用総資本事業利益率 (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 資産の額 × 100	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 (1つ以上充足)
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	

【参考2】SDGsの17の目標
 ①貧困をなくそう②飢餓をゼロに③すべての人に健康と福祉を④質の高い教育をみんなに⑤ジェンダー平等を実現しよう⑥安全な水とトイレを世界中に⑦エネルギーをみんなに、そしてクリーンに⑧働きがいも経済成長も⑨産業と技術革新の基盤をつくろう⑩人や国の不平等をなくそう⑪住み続けられるまちづくりを⑫つくる責任、つかう責任⑬気候変動に具体的な対策を⑭海の豊かさを守ろう⑮陸の豊かさも守ろう⑯平和と公正をすべての人に⑰パートナーシップで目標を達成しよう

保証限度額	4億5,000万円（通常型との合算限度）	対象資金	事業資金（運転資金・設備資金）																										
保証期間	2年以上7年以内	貸付金利	発行体所定利率 通常より 0.20%割引																										
信用保証料率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率 (%)</td> <td>1.70</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>0.95</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.40</td> <td>0.25</td> </tr> </tbody> </table>									区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	料率 (%)	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																				
料率 (%)	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25																				
担保	保証金額2億超の場合は原則有担保	連帯保証人	不要																										
添付資料	SDGs型特定社債保証資格要件確認書	取扱期限	令和12年12月31日保証申込受付分まで																										

このパンフレットは保証制度の内容をお知らせするものであり、信用保証、ご融資をお約束するものではありません。



友だち登録で
お役立ち情報をGET!

お問い合わせ先

保証推進部
保証課

☎ 076-423-3176

経営支援室
創業支援課・経営サポート課

☎ 076-403-5816



LINE公式アカウント